

仕 様 書

1 業務の名称

放課後児童支援員認定資格研修業務

2 業務の目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための研修を実施するもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 1 0 日まで

4 業務の内容

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり実施する。

(1) 研修の概要

イ 対象者

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

ロ 定員等

(イ) 定員は 3 0 0 人とし、1 回当たりの定員は 5 0 ないし 1 0 0 人とする。

(ロ) 研修は 3 ないし 6 回実施することとする。

(ハ) 1 回当たりの研修日数は 4 日間、1 日当たりの研修時間は 6 時間（受付、休憩時間等を除く。）とする。

ハ 研修項目等

実施要綱の別紙のとおりとする。

(2) 業務の内容

イ 研修の企画

契約締結後 3 0 日以内に、研修の日程、会場、講師を定めた研修計画を作成し、発注者の承認を受けるものとする。

(イ) 日程

1 回の研修は、原則として 1 か月以内に実施するとともに、全ての研修を原則令和 4 年 1 2 月 2 5 日までに実施すること。

(ロ) 会場

会場については、受講者の利便性に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症予防のため、収容率が 5 0 % 以内となる会場を確保すること。

(ハ) 講師

講師については、実施要綱の別紙の講師要件を満たしている者で、研修を適切に実施できる者を選定すること。

実務講師については、厚生労働省主催「健全育成指導者養成研修（都道府県等認定資格研修講師養成研修）」を修了した者とする。

ロ 受講申込みの受付及び受講者の決定

- (イ) 募集要項、受講申込書等を作成し、市町村に通知すること。
- (ロ) 受講申込書は、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を經由させて提出させること。
- (ハ) 受講資格については、基準第10条第3項の各号に該当するか確認し、受講申込者名簿を作成すること。
- (ニ) 発注者が受講者を決定した後、受講決定通知書を受講者に送付すること。
- (ホ) 申込状況によっては、追加募集を行うこと。

ハ 教材

教材は、「放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材（第2版）」（中央法規出版）の使用を必須とする。

ニ 研修参加費用

受講者から受講料を徴収してはならないものとする。ただし、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費、上記の教材費、受講申込みに係る郵送料等については、受講者が負担するものとする。

ホ 個人情報の管理

- (イ) 個人情報は、適切な管理を行い、漏洩、滅失又はきの危険に対して、適切かつ合理的に安全対策を講じること。
- (ロ) 徴収した個人情報は、名簿等を速やかに作成し、十分な注意を払った上で管理すること。
- (ハ) 個人情報保護条例を遵守すること。

ヘ 研修当日の業務

- (イ) 研修に必要な設備や機器等の準備、会場設営、司会進行、講師対応、受講者対応等、研修を実施するために必要な業務の全てを行うこと。
- (ロ) 受講者の本人確認については、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等により研修日ごとに行うこと。
- (ハ) 受講者に1日単位でレポートを提出させ、修了評価を行うこと。
- (ニ) 受講者に研修内容についてのアンケート調査を行うこと。

ト 研修終了後の業務

各回の研修終了後30日以内に、次の書類及び電子データを発注者に提出すること。

- (イ) 実施状況報告書
- (ロ) 修了者名簿（エクセル形式）
- (ハ) アンケート結果
- (ニ) 研修資料一式

5 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大、天候の悪化による交通の乱れ等により、研修の開催が困難な場合等の不測の事態への対応は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- (2) 本仕様書に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者と受注者が協議して決定するものとする。